

仕 様 書

1. 名 称 クリアポケット ほか 39 点 (港区役所・保健福祉課・保健衛生) 買入
2. 規格品及び数量 別紙 明細書のとおり
3. 納 入 場 所 港区役所 保健福祉課
(大阪市港区市岡 1-15-25 港区役所 3 階)
納入については、原則平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分の間とするが、納期の関係上前述以外での納品となる場合は、事前に事業担当と協議のうえ対応することも可とする。
4. 納 入 期 限 令和 8 年 3 月 19 日 (木)
5. 担 当 者 港区役所 保健福祉課 (保健衛生) 櫻木 3 階 34 番窓口
大阪市港区市岡 1-15-25
電話 06-6576-9882
F A X 06-6572-9514
6. そ の 他
 - ・納品する製品については、「大阪市グリーン調達方針」に則った製品を納品すること
(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)
 - ・「大阪市グリーン調達方針」に合う製品がないものについては、担当者 と納品前に調整すること
 - ・契約後、製品の品名及び品番、単価明細を提出すること
 - ・納品時の検品の際は、本市担当者と共に立ち会うこと
 - ・納品物が不良品であった場合は、速やかに無償で交換すること
 - ・別添各種特記仕様書を遵守すること
 - ・納品物もしくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない
 - ・契約金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする
 - ・見積の提出に当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ見積書

を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。